

出勤者数の削減に関する当社の取組状況について

当社では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、出社を要しない業務は原則、在宅勤務としております。加えて、以下の取組を実施して出勤者数の削減に努めております。

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員(全職員の73%) ● 会社の維持管理に必要な部門(総務、財務等)を除く	出勤者削減率 70%	出勤者削減率 39% (4月25日～5月11日) 32% (4月25日～5月28日)
【主たる部門における実施状況】		
上記は本社の実施状況。本社以外に事業所はありません		

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none">● 役職員全員(派遣社員含む)にテレワーク用ノートパソコンおよびスマートフォンを貸与。● 会議室に Web 会議システムを整備。組織内外における会議等を積極的に Web 会議へ移行。● 社内会議をペーパーレス化。● 書面・押印レスでの業務実施を実現するオンライン決裁システムの導入を開始。● 社内研修を映像配信に移行。● テレワークを可能とするために在宅勤務規則を整備。

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫(テレワーク関連を除く)
<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染予防の特別休暇や、ワクチン接種のための特別休暇を新設。● 時差出勤制度を整備し、公共交通機関の混雑時間帯における出社を抑制。

以上